

第6回登米市上下水道事業運営審議会

# 下水道使用料の改定について



# < 目次 >

---

1. 使用料改定の際緯
2. 使用料改定の目的
3. 平均改定率
4. 使用料対象経費
5. 使用料対象経費の分解
6. 使用水量区分



# 1. 使用料改定の経緯

---

これまでの使用料改定の経緯は以下のとおり。

- ◆ 平成17年度の9町合併時に最も安価な使用料に統一
- ◆ 交付税の交付対象外となっていたことから、平成22年度に基準額となる150円/m<sup>3</sup>となるよう使用料を改定
- ◆ 平成22年度以降は使用料改定を実施していない。(消費税率の変更に伴う改定を除く。)



令和2年度の地方公営企業法の適用により下水道事業の経営状況が明らかになったことを契機として、直近の財政状況の改善を行うため、使用料改定を実施する。

なお、長期的な財政状況の改善に向けては、現在「登米市下水道事業経営戦略」の改定に取り組んでおり、維持管理費の低減などについて検討を行っている。

# 1. 使用料改定の経緯

登米市の下水道使用料体系の経緯

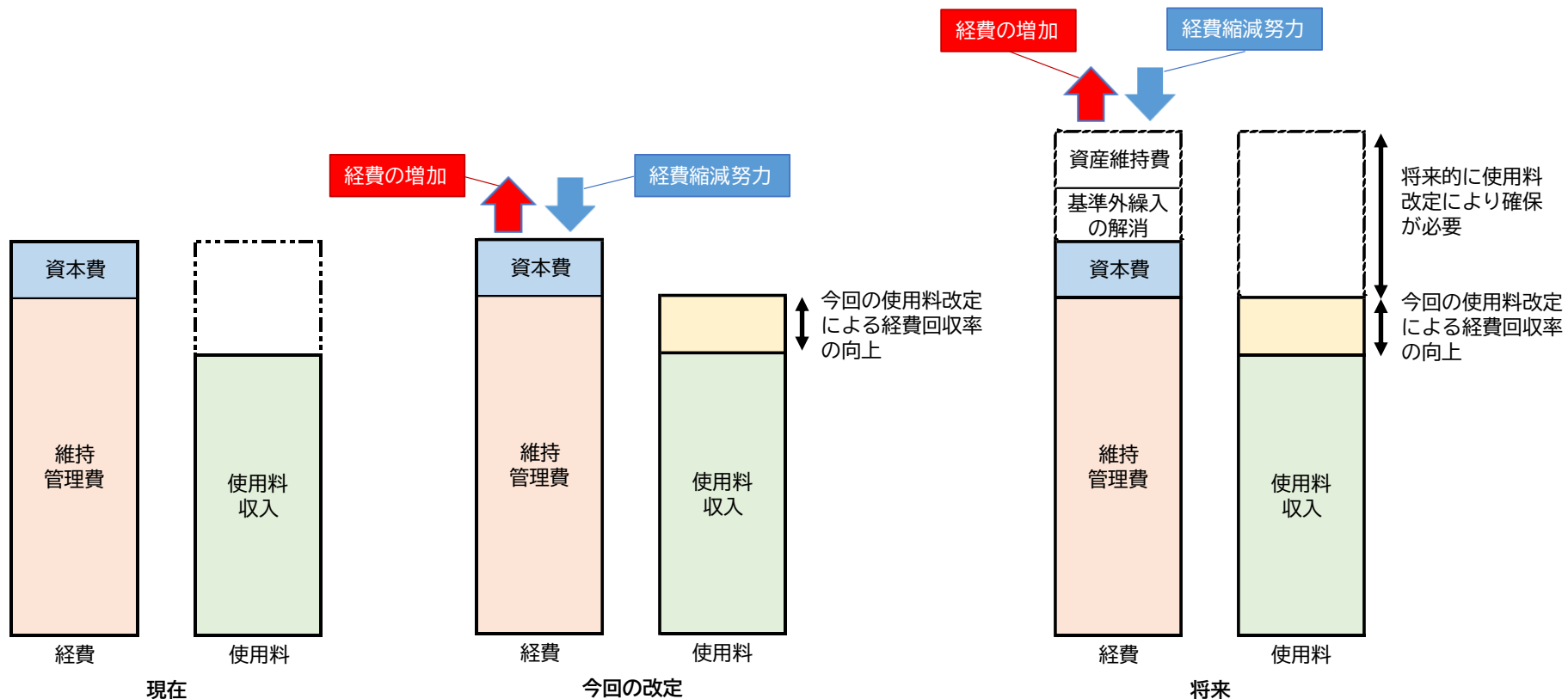
年 度	改定内容	基本使用料	超過使用料（1m <sup>3</sup> 当り単価）			
		10m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を 超えるもの
平成17年度 ～	合併統一	1,155円	120円	126円	136円	147円
平成22年度 ～	値上げ	1,500円	150円	160円	165円	170円
平成26年度 ～	制度変更	1,543円	154円	165円	170円	175円
令和元年10月 ～	制度変更	1,571円	157円	168円	173円	178円

※消費税は内税

※制度変更は消費税率の変更に伴う見直し

## 2. 使用料改定の目的

今回の使用料改定は、使用者負担の明確化及び経費回収率の改善を目的とし、今後の維持管理費の低減に向けた取り組みと合わせて、将来的な基準外繰入の解消及び、資産維持費の確保を実現するための第1段階として位置付ける。



## 2. 使用料改定の目的

---

今回の使用料改定は、使用者負担の明確化及び経費回収率の改善を主な目的とする。

- ◆ 経費のうち維持管理費分を使用料収入により確保することとし、**経費回収率(維持管理費)100%を目指す**。
- ◆ 使用料を改定することにより**下水道使用者による適正な負担を明確にし**、合わせて一般会計繰入金の削減を行う。
- ◆ 現在の基本水量制に対し、使用水量が基本水量以下の使用者に不公平感があることから、**使用料体系の見直し**を行う。

### 3. 平均改定率

平均改定率は、令和5年度～令和8年度までの維持管理費(控除額除く)を確保できる使用料となるように設定する。

現行体系での使用料収入 : 2,950,745千円  
 維持管理費(控除額除く) : 3,896,738千円 ⇒ 33%改定

(単位：千円；税抜)

項 目		2023	2024	2025	2026	計
		R5	R6	R7	R8	
汚水処理費	維持管理費	1,016,884	967,375	1,010,630	969,897	3,964,786
	資本費	2,480,151	2,416,757	2,389,435	2,382,478	9,668,821
	計	3,497,035	3,384,132	3,400,065	3,352,375	13,633,607
控除額	繰入金(維持管理費)	762	762	762	762	3,048
	補助金(維持管理費)	25,000	0	40,000	0	65,000
	繰入金(資本費)	2,338,688	2,252,325	2,231,215	2,218,434	9,040,662
控除額を除く 汚水処理費	維持管理費	991,122	966,613	969,868	969,135	3,896,738
	資本費	141,463	164,432	158,220	164,044	628,160
	計	1,132,585	1,131,045	1,128,088	1,133,179	4,524,898
使用料対象経費		991,122	966,613	969,868	969,135	3,896,738
使用料収入(現行)		743,772	739,786	735,584	731,603	2,950,745
平均改定率		34%	31%	32%	33%	33%
使用料収入(33%改定)		989,217	983,915	978,327	973,032	3,924,491

### 3. 平均改定率

平均改定率を33%とした場合の令和9年度以降の経費回収率(維持管理費)は以下のとおりである。

令和9年度以降については、令和11年度まで100%を確保できる見通しとなっている。

使用料算定期間

(単位：千円；税抜)

項 目	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
使用料収入(改定後)	742,498	743,074	730,857	989,217	983,915	978,326	973,032	967,574	961,928	956,185	950,275	944,123
汚水処理費	1,008,471	989,648	1,040,957	1,132,585	1,131,045	1,128,088	1,133,179	1,132,302	1,134,639	1,139,816	1,133,339	1,129,174
汚水処理費(維持管理費)	927,815	922,392	1,010,966	991,122	966,613	969,868	969,135	968,557	971,885	971,680	971,401	975,058
汚水処理費(資本費)	80,656	67,256	29,991	141,463	164,432	158,220	164,044	163,745	162,754	168,136	161,938	154,116
経費回収率	73.63%	75.08%	70.21%	87.34%	86.99%	86.72%	85.87%	85.45%	84.78%	83.89%	83.85%	83.61%
経費回収率(維持管理費)	80.03%	80.56%	72.29%	99.81%	101.79%	100.87%	100.40%	99.90%	98.98%	98.41%	97.83%	96.83%
令和5年度から当該年度における	経費回収率の平均						86.73%	86.48%	86.19%	85.86%	85.61%	85.39%
	経費回収率(維持管理費)の平均						100.71%	100.55%	100.29%	100.02%	99.75%	99.42%

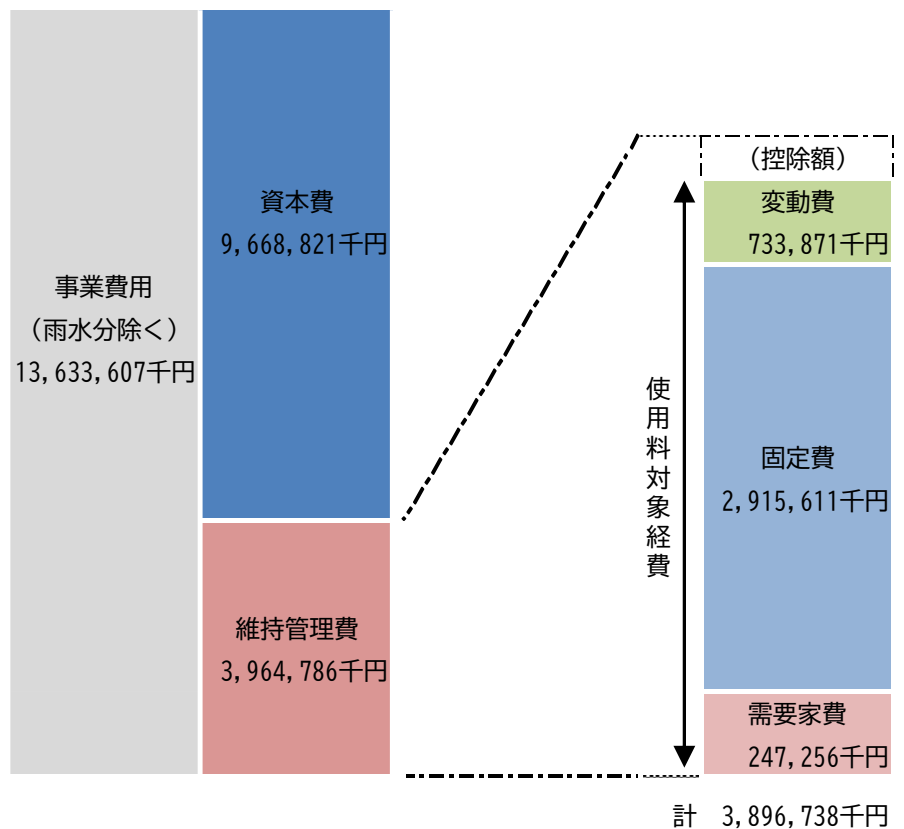
令和11年度まで経費回収率(維持管理費)100%を確保できる見通し(R5~R11までの平均)



## 4. 使用料対象経費

使用料対象経費は維持管理費(控除額除く)とし、使用料算定期間の総額38億9,673万8千円とする。

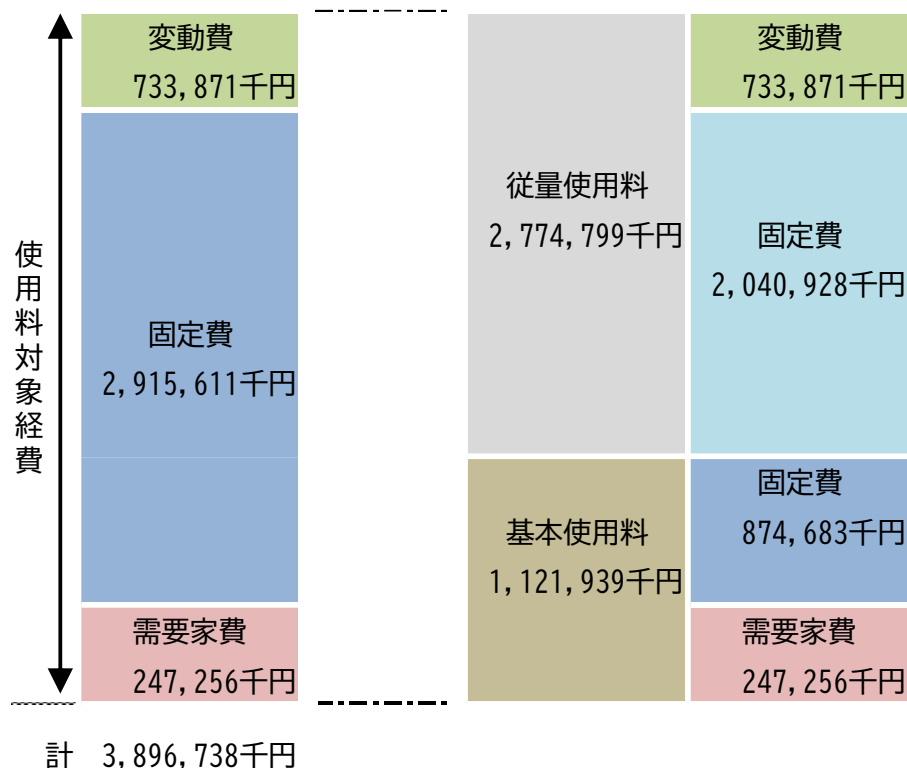
使用料対象経費の分解については、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年版)」の【資料2】経費分解基準を基に、登米市の実情を加味して決定した。



※R5-R8までの合計額(税抜)

## 5. 使用料対象経費の分解

基本使用料は需要家費と固定費に見合う金額とするのが本来であるが、基本使用料が高額となることから、固定費の一部を基本使用料の対象とする。



※サンプル図(固定費の30%を基本使用料の対象とした場合)

※R5-R8までの合計額(税抜)

## 5. 使用料対象経費の分解

固定費の20%～50%を基本使用料の対象とした場合の基本使用料及び従量使用料(平均)は下表のとおりとなる。

項 目		ケース別使用料						
		20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%
基本使用料 (円/月)	税抜	940	1,100	1,270	1,430	1,600	1,760	1,930
	税込	1,034	1,210	1,397	1,573	1,760	1,936	2,123
従量使用料 (円/m <sup>3</sup> )	単価(税抜)	164	157	149	141	133	126	118
	単価(税込)	180	172	163	155	146	138	129
使用料 (円/月)	10m <sup>3</sup>	2,834	2,930	3,027	3,123	3,220	3,316	3,413
	20m <sup>3</sup>	4,634	4,650	4,657	4,673	4,680	4,696	4,703
現行使用料に 対する比	10m <sup>3</sup>	180%	187%	193%	199%	205%	211%	217%
	20m <sup>3</sup>	148%	148%	148%	149%	149%	150%	150%

※現行使用料：10m<sup>3</sup>使用時 1,571円/月

20m<sup>3</sup>使用時 3,141円/月

今回の使用料改定では基本水量を廃止するため、0m<sup>3</sup>～10m<sup>3</sup>の使用者の負担が過大にならないよう配慮した基本使用料等の設定を行う必要があるため、その状況を鑑みながら、固定費算入率を検討する。

## 6. 使用水量区分

従来の基本水量制を廃止し、水道事業と同様基本使用料と従量使用料による使用料体系とする。

使用水量区分は、水道事業の水量区分との整合を図ることで、より分かり易い使用料体系とする。

下水道事業

区 分	排出汚水量 (単位: m3)	
	現行	改定後
基本使用料	10以下	—
従量使用料	11 ~ 20	0 ~ 10
	21 ~ 50	11 ~ 50
	51 ~ 200	51 ~ 100
	201 ~	101 ~ 400
	—	401 ~

水道事業

メーター口径 (単位: mm)		水量区分 (単位: m3)	
小口径	13 20	A	1 ~ 10
		B	11 ~ 50
		C	51 ~
中口径	25 30 40	A	1 ~ 100
		B	101 ~ 400
		C	401 ~
大口径	50	A	1 ~ 500
		B	501 ~ 2,000
	75	C	2,001 ~
	100	A	1 ~ 10,000
		B	10,001 ~ 15,000
		C	15,001 ~ 25,000
		D	25,001 ~

## 7. 参考「現行下水道使用料」

下水道の使用料（1カ月当たり）

区分	排出汚水量 (単位：立方メートル)	料金
基本料金	10以下	1,571円
従量料金 (単位：1立方メートルにつき)	11～20	157円
	21～50	168円
	51～200	173円
	201～	178円